

# 最低賃金の改定

必ずチェック最低賃金!  
使用者も労働者も

## 福井県最低賃金

(現行) 平成 23 年 10 月 1 日より適用 時間額 684 円

(改定) 平成 24 年 10 月 6 日より適用 時間額 690 円

福井県最低賃金は、福井県内すべての労働者と使用者に適用されます。  
ただし、次の特定最低賃金に掲げる福井県内の産業に従事する基幹的労働者と使用者については、該当する最低賃金が適用されます。

## 福井県内の特定最低賃金

平成 23 年 12 月 24 日より適用

紡績業、化学繊維、  
織物、染色整理業

718 円

繊維機械、金属加工  
機械製造業

789 円

電気機械器具  
製造業(略称)

749 円

各種商品小売業  
(衣・食・住にわたる各種  
商品を販売する小売業)

750 円

平成 24 年度の特定最低賃金の改定については審議中(平成 24 年 9 月 27 日現在)

お問合せは

福井労働局 労働基準部 賃金室 ☎0776(22)2691

福井労働基準監督署  
☎ 0776(54)6167

敦賀労働基準監督署  
☎ 0770(22)0745

武生労働基準監督署  
☎ 0778(23)1440

大野労働基準監督署  
☎ 0779(66)3838

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索



最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金ワン・ストップ

無料 相談窓口はこちら

事業主の  
皆様へ

福井県最低賃金総合相談支援センター  
ホームページ

福井県最賃センター

検索